

北海道告示第 10583 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

令和元年 11 月 8 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ永山 3 条西店
旭川市永山 3 条 8 丁目 76 番 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北 1 丁目 601 番地

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,016 平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日

令和元年 10 月 1 日

(6) 廃止する理由

店舗を取り壊すため

2 届出年月日

令和元年 10 月 21 日